

**山口市男女共同参画センター事業「男性の家事・育児・介護等への参画に関する啓発」
業務委託に係る仕様書**

1 業務名

男性の家事・育児・介護等への参画に関する啓発

2 業務の目的

本市では、「認めあい 支えあい とともに夢拓くまち やまぐち」を基本理念に、男女がともにあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な課題の解決に向けて「第3次山口市男女共同参画基本計画」を策定しています。

本業務は、計画に掲げる目標を達成するための具体的施策の一つとして、男性の職場優先意識やライフスタイルの見直しと、家事・育児・介護等への参画の促進等に関して、社会全体で推進していくための機運の醸成を図ることを目的としています。

3 実施の流れ

- (1) 実施を希望する団体・グループは、市に所定の申請書類を提出する。
- (2) 市は、プレゼンテーションによる審査を行い、採否を応募者に通知する。
- (3) 市は、企画が採択された応募者と事業実施に関する契約を結び、委託料を概算払いする。
- (4) 受託者は、事業計画に基づき、主体的かつ効果的に事業を実施する。
- (5) 受託者は、事業実施後、市に所定の報告書類を提出する。
- (6) 市は、報告書類の内容を検査確認後、委託料の精算を行う。

4 企画の条件

- (1) 実施期間 契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで
- (2) 実施場所 山口市内
- (3) 委託料上限額 350,000円（※消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

- (1) 業務の目的に沿って応募者が企画する事業であり、市民に向けたイベント、講座、講演会、セミナー、ワークショップ、街頭啓発、啓発グッズ作成・配布、その他男女共同参画推進の啓発につながる取組（オンライン形式によるものも可）の企画・提案及び運営実施とする。
- (2) 運営実施には以下のものが含まれる。
 - ① 開催場所・機材等の確保
 - ② 講師等の依頼、調整
 - ③ 参加者募集のための広報業務
(募集チラシの作成・配布、市ホームページ用広報案の作成、その他受託者が企画提案

する媒体による広報の実施)

- ④ 参加者等からの問合せ対応及び申込み受け、参加者名簿作成及び管理
- ⑤ 必要に応じて託児の実施、手話通訳・要約筆記の実施等、合理的配慮の提供
- ⑥ 配布資料等の作成
- ⑦ 当日の運営・実施（会場設営・撤収、参加者受付、講師対応、進行管理等）
- ⑧ 事業実施記録の作成
- ⑨ 参加者アンケートの実施・分析
- ⑩ その他事業の円滑な実施に必要な事務

6 業務の報告、成果物の提出等

業務完了後、1か月以内に事業報告書及び事業収支決算書に事業成果物を添付して提出すること。

7 その他

- （1）本業務の履行に際し、市と同等の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。
- （2）何らかのトラブルが発生した場合、受託者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。
- （3）受託者が本事業のために新たに作成したすべての著作物の権利は、すべて市に帰属する。
- （4）本業務の遂行にあたっては、市と十分意思疎通を図りながら実施する。また、市は仕様書の目的を達成するために必要な指示を出せるものとし、受託者はその指示に従うものとする。
- （5）その他業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めがない事項が生じた場合は、市と協議し、その指示に従うこととする。